

町内全施設等の 使用料減免の見直しについて

これまで、施設利用を全額減免で使用されている団体等へお知らせいたします。

大崎町では、町内全施設等の減免について見直しを行った結果、平成 18 年 4 月 1 日より、役場庁舎、中央公民館、大丸・持留地区農業構造改善センター、菱田・野方地区農村環境改善センター、農業研修館、野方地区活性化センター、総合体育館、中央運動公園の施設は使用料、照明料および冷暖房費を下表のとおりいただくことになりました。

ただし、全町の活動団体や福祉団体および身体障害者が使用する場合は、全額減免といたします。

団体種別	団体名称	減 免 割 合			
		社会教育施設等	社会体育施設		
			施設本体	夜間照明施設	
全町の活動団体	大崎町体育協会	全額減免	全額減免	全額減免	
	大崎町文化協会				
	各公民分館				
	大崎町消防団（地区消防団含む）				
	大崎町自治公民館連絡協議会				
福祉団体	母子寡婦福祉会	全額減免	全額減免	全額減免	
	遺族会				
	保護司会				
	更正保護婦人会				
身体障害者が使用する場合		全額減免	全額減免	全額減免	
各自治公民館が使用する場合		半額減免	半額減免	半額減免	
その他の団体	大崎町体育協会に加盟する団体 連盟主催によるもの	半額減免	全額減免	全額減免	
	大崎町文化協会に加盟する団体 舞踊、音楽、文芸、美術、工芸ほか	半額減免	半額減免	半額減免	
		大ホールの舞台のみ使用の場合			8割減免
	各種団体	単位老人クラブ、小・中学校単位の PTA、子ども会、地区婦人会、 ボランティア団体など	半額減免	半額減免	半額減免
		スポーツ少年団			

- ・社会教育施設等（中央公民館、改善センターなど）
- ・社会体育施設（総合体育館、運動公園など）
- ・夜間照明施設（総合体育館、運動公園など）

【問い合わせ先】大崎町役場 農林振興課 476 - 1111（内線 165）
 " 耕地課 476 - 1111（内線 251）
 " 社会教育課 476 - 1111（内線 412）